

英国における新型コロナウイルスの感染者の拡大を受け、領事サービスの業務継続と感染予防を目的として、3月19日より提供する領事サービスについて以下の措置を導入させていただきます。

在留邦人の皆さまには多大なご迷惑をお掛けしますが、本件導入につきましては何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

英国における新型コロナウイルス感染者の拡大を受け、領事サービスを提供する当館領事班としては、来館者の感染予防に最大限配慮しながら、業務を継続して遂行するために必要な措置として、領事班の交替勤務制を導入することといたしました。これを受けて、3月19日より追ってお知らせするまでの当面の間、次の2つの措置を導入させていただきます。

在留邦人の皆さま、及び、旅行者の皆さまに対しまして、多大なご迷惑をお掛けすることとなりますが、領事サービスを停止させないための苦渋の選択であり、何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

1. 昼休み時間の導入

これまで、当館では昼休みを設けることなく開館してきましたが、領事サービスの提供の継続を可能とするために領事班の交替勤務制を導入することとした結果、3月19日以降、午後1時～午後2時までを昼休み時間として設け、領事窓口を閉じさせていただきます。

ただし、昼休み時間であっても、領事待合室にてお待ちいただくことは可能ですので、昼休み時間にお越しになられた方は、備え付けの発券機から番号札を取って、お待ちください。

また、この時間はお電話の対応ができないことから、この時間帯のお電話は避けていただき、午後2時以降にお掛け直しくくださいますようお願いいたします。

待ち時間が通常よりも長くなることも考えられますので、ご注意ください。

2. 各種届け出の郵送による受付

3月19日以降、以下の手続きについては郵送のみ受け付けることとしますので、ご注意ください。また、各手続きの必要書類や郵送宛先は当館ホームページにてご確認ください。

https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji.html

1. 在留届

- (1) 新規届出：在留届ダウンロード または オンライン在留届で届出
- (2) 記載事項変更届：在留届記載事項変更届ダウンロード
- (3) 帰国・転出届：帰国・転出届ダウンロード

2. 証明手続き

申請のみ郵送。証明の受領は来館していただく必要があります。証明書は翻訳証明を除き、申請受理日の4日後（土日、閉館日を除く）に発給します。（例：月曜日に申請を受理した場合、金曜日に発給（閉館日がない場合））

- (1) 出生証明：出生の事実（生年月日、出生地、父母の名前等）を証明するもの

(2) 婚姻証明：婚姻の事実（婚姻日、夫及び妻の名前等）を証明するもの

(3) 婚姻要件具備（適格）証明：申請者本人が独身であり、日本国法上結婚することに障害がないことを証明するもの

(4) 離婚証明：離婚の事実（離婚日、夫及び妻の名前等）を証明するもの

(5) 翻訳証明：日本の官公庁が作成した公文書の翻訳文が正しいことを証明するもの

(6) 自動車運転免許証抜粋証明：英国の運転免許証への切替手続きのために、日本の有効な運転免許証から必要な事項を抜粋英訳し証明するもの

(注) 上記以外の証明（在留証明、署名証明など）は、郵送での申請は受け付けられません。必要書類をご確認の上、ご来館ください。

なお、70歳以上で国民・厚生年金（公的年金）受給のために在留証明が必要な方は当館証明担当までご連絡ください。

3. 戸籍関係届出

(1) 出生届

(2) 婚姻届

(3) 離婚届

(4) 死亡届

(注) 上記以外の戸籍関係届（認知届、養子縁組届、養子離縁届等）については、当館戸籍担当へお問い合わせください。

4. 国籍関係届出

(1) 国籍選択届

(2) 国籍喪失届

届出用紙など必要書類のご案内をしますので、届出を希望される場合は当館戸籍係へお問い合わせください。

5. 在外選挙関係手続き

(1) 在外選挙人証の交付

(2) 在外選挙人証の記載事項変更

(3) 在外選挙認証の再交付

6. 日本の運転免許証の返還

当館から返還通知を受けたものの、運転免許証の受け取りが済んでいない方は、郵送での受け取りが可能です。必要書類等は当館ホームページをご確認ください。

https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/index_000048.html

なお、返還された運転免許証の当館での保管期間は、当該運転免許証の有効期間満了後2年間です。お急ぎでない方は領事窓口が通常対応になった後に窓口にて受け取ることも可能です。